

茨木市道路及び交通安全施設等の整備に関する基準

(目的)

第1 この基準は、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例（令和6年茨木市条例第22号）」第23条第1号及び第2号の規定に基づき、開発行為等における道路施設及び交通安全施設の設置等について必要な事項を定める。

(開発者の責務)

第2 開発者は、本基準の趣旨を理解し、道路施設及び交通安全施設の設置に当たっては、これを順守しなければならない。

(道路の設置基準)

第3 道路の設置基準については、以下に定めるものとする。

1 道路の配置計画

- (1) 街路の大きさは、本市細街路計画に基づき予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の辺長は100m以下を標準とすること。
- (2) 付近地の土地利用の充実を図るため、道路は隣接境界まで築造するものとし、原則として行き止まり道路は認めない。
ただし、やむを得ない場合は、「茨木市道路位置指定基準」によるものとする。

2 道路の構造

- (1) 道路の舗装は、原則としてアスファルトコンクリート舗装とし、舗装厚、路盤の厚さは次に定めるものとする。
なお、歩道又は自転車歩行者道については、透水性アスファルトコンクリートで5cm、路盤は10cm以上を原則とするが、現地の状況によりそれが困難な場合には別途協議とする。

道路幅員 \ 舗装種別	アスファルトコンクリート		セメントコンクリート	
	表層・基層	路盤	コンクリート厚	路盤
4.8m	5cm	30cm以上	15cm以上	30cm以上
6.3m以上	5cm + 5cm	舗装の構造に関する技術基準に準じる	20cm以上	舗装の構造に関する技術基準に準じる

注1 アスファルト舗装の設計品質、管理、施工等については、舗装設計施工指針に準拠するものとする。

注2 舗装厚の設計に当たっては路床土の土質試験を行い、そのCBRを求め舗装断面を決定し事前に協議すること。また変更する場合も同様とする。

注3 設計CBRが3.0%未満の軟弱な路床土については、軟弱な路床土の舗装の項を適用するものとする。また、盛土についてはJIS基準（試験）及び舗装の構造に関する技術基準を適用するものとする。

注4 路盤工は茨木市土木工事共通仕様書に基づき、現場密度の測定、プルフローリング、粒度等、工種ごとに試験区分が必須の試験を行うものとする。（試験区分がその他のもの及び試験基準については、協議すること。）

注5 アスファルトコンクリート及び路盤材は再生材使用を原則とする。

- (2) 縦断勾配については、最小勾配を0.3～0.5%とし、最大勾配を9.0%とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は12.0%とすることができる。原則として7.0%を超える場合は、すべり止めの処置を設けなければならない。
- (3) 車道の横断勾配は1.5～2.0%とすること。また、歩道又は自転車道等の横断勾配は1.0%を標準とするが、舗装を別途協議において透水性アスファルトコンクリートに準じたものを採用しなかった場合又は現地の状況によりそれが困難な場合においては、2.0%を基準とする。
- (4) 茨木市バリアフリー基本構想の中で定められた生活関連経路については、「茨木市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」によるものとする。
- (5) 道路構造物に使用する生コンクリートは、高炉セメントを使用したものでJIS規格により4週指定強度18KN/mm²以上とする。ただし、鉄筋コンクリートは24KN/mm²以上とする。また、水セメント比について鉄筋コンクリート55%以上、無筋コンクリート60%以上とする。

3 道路側溝

- (1) 道路排水は、全て公共用地を経て流末処理されるものとする。
- (2) 道路側溝は、汚水を放流しないものとする。
- (3) 道路側溝・横断側溝に設置する溝蓋等は、盗難防止・並目（歩行者が頻繁に横断する箇所は細目）・ノンスリップ・騒音抑止型（市ネーム付）とし、荷重条件は原則として車道25t以上、歩道14t以上とする。なお、グレーチング端部については、鋭利にならないよう、適切に処理を行うこと。
- (4) 側溝勾配は、構造・断面で異なるが最大勾配6.0%とする。ただし、最大勾配を超える場合は、段差工等の減勢対策を講ずること。
- (5) 道路側溝は、原則としてU型側溝現場打ちとする。（標準施工図1参照）
- (6) 道路後退により道路側溝の新設が必要な場合及び道路側溝がない場合は、原則として開発者にて整備を行うものとする。
- (7) 敷地への車両出入り口のため、側溝にグレーチング蓋等を設置する場合は、想定される荷重条件を満足し、がたつかない構造とするものとする。

4 道路の幅員

- (1) 道路の幅員は次表によるものとする。

(単位：m)

道路幅員	有効幅員	標準図	備考
4.8	4.0		状況により歩道の設置を義務づけることがある
6.3	5.5		
6.8	6.0		
7.3	6.5		

注1 道路幅員が7.3mを超える場合及び歩道を設置する場合は、別途協議とする。

(2) 開発区域内（進入道路を含む。）における主要な道路の幅員は、次表の数値以上とする。

(単位：m)

開発規模 予定 建築物 道路種別		0.1ha 未満	0.1～ 0.5ha未満	0.5ha 以上	摘 要
		住 宅	一般区画街路	4.8	
主要区画街路	6.3(4.8)		7.3(4.8)	※	
幹線道路			※		
共 同 住 宅	一般区画街路	4.8	6.3(4.8)	6.3	
	主要区画街路	6.3(4.8)	7.3(6.3)	※	
	幹線道路			※	
工 場	一般区画街路	4.8	6.3		
	主要区画街路	7.3(6.3)		※	
	幹線道路			※	

注1 () 内の数値は、小区間で通行上支障ない場合。

注2 ※印は道路構造令に準じ、別途協議して定める。

5 交差

道路の交差は直角を原則とし、やむを得ない場合は直角に近い角度とし、交差部にはすみ切り（二等辺三角形）を設け、すみ切り長は次表に掲げる数値を標準とする。

道路幅員 交 差 角		4.8		6.3		6.8		7.3	
		90°		90°		90°		90°	
道路幅員		120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°
7.3		4.5		5.0		5.0		5.5	
		6.5	3.5	7.0	4.0	7.0	4.0	7.5	4.5
6.8		4.0		4.5		5.0			
		6.0	3.5	6.5	4.0	7.0	4.0		
6.3		4.0		4.5					
		5.5	3.0	6.5	4.0				
4.8		3.5							
		5.0	3.0						

注1 上記の幅員によらない場合及び歩道を設置する場合は、別途協議とする。

6 歩道

(1) 学校周辺、公園、住区センター、通勤・通学路等の歩行者動線に基づき、歩道の設置を行うものとする。

- (2) 開発区域外の道路について、当該開発に伴い必要であると考えられる場合は、歩道及び各安全施設の整備を併せて行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)に定める歩道の構造はセミフラット形式を標準とし、マウンドアップ形式との併用を図り、種別・材料等については事前に協議するものとする。
- (4) 歩道等の切り下げについては、次の各号によるものとする。
- ア 歩道等の巻き込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道箇所における歩道等と車道とのすりつけについては、次の構造を標準とする。
- ・すりつけ勾配：車いす等が支障なく通れる勾配を基準とし、5.0%を標準とする。
 - ・車道との段差：車道と歩道とは縁石で区画するものとし、その段差は1cmを標準とする。
- イ 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、縁石で区画するものとし、同一高さですりつけるものとする。
- ウ 降雨時に水の溜まるおそれが生じる箇所では、雨水枿を設け排水に留意すること。
- エ 歩道の車両出入口部は、歩車道境界を明確にするため、区画線等を設置すること。
- オ 歩道巻き込み部、交差点の歩道屈曲部において自動車の乗り上げを防止するため、主要道路の車道面に面した縁石を高くするか、または防護柵等を設置すること。
- カ 歩道切り下げ箇所の間隔が短くなる場合（約5m以下）には防護柵・縁石等で車道と区分し、前各号を考慮して車道面を同一の高さとする。
- キ 歩行者用の切り下げについては1cm以下とする。

7 視覚障害者用誘導ブロック

視覚障害者用誘導ブロックは、交差点・横断歩道・歩道橋等に設置を行うものとする。設置方法については道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づき設置すること。

8 車両出入口部

- (1) 車両が車庫等から道路に出入りするため歩道を横断するときは、土地利用に応じ歩道に乗り入れ施設を設けるものとし、その乗り入れ施設の幅は次によるものを標準とする。

車両出入口部の幅

車種	幅	
	自家用	営業用
軽自動車・耕運機等	2.0m以下	
乗用車	3.0m以下	5.0m以下
中型車（5t未満）	3.5m以下	6.0m以下
大型車（5t以上）	3.5m以下	6.0m以下

注1 大型車両の出入りが予定される工場、倉庫、ガソリン給油所等で、上記の基準により難しいときは車両の軌跡図等により決定する。

注2 自家用とは、単に車庫等に出入りし一車線でよい場合をいう。

注3 営業用とは、ガソリンスタンド、駐車場（不特定多数が利用し、かつ、おおむね10台以上の駐車枠を有し、頻繁に複数台が同時に入出入りするもの）及び工場等に入出入りし、2車線を必要とする場合をいう。ただし、2箇所設置する場合は自家用の幅とする。

- (2) 車両出入口部の中心間隔は、14m以上を原則とする。
- (3) 車道部に取り付ける角度は直角を原則とし、やむを得ない場合でも45度以下としない。
- (4) 車両出入口の切り下げについては歩道側5cm～車道側2cmにすりつく歩車道境界ブロックを設置することを原則とするが、現地の状況によりそれが困難な場合には別途協議とする。

(5) 車両出入り口部の舗装構成は次表を標準とする。

単位：cm

車種	舗装構成 舗装 全厚	舗 装 構 成				備 考
		密粒度 アスファルト	粗粒度 アスファルト	粒 度 調整碎石	クラッシ ャーラン	
乗用車・耕運機	20	5		15		
中型車(5t未満)	50	5	5	15	25	
大型車(5t以上)	65	5	5+5	20	30	

注1 上記の基準により難しい場合は、舗装の構造に関する技術基準に準拠するものとし、事前に協議すること。

(6) 大型車の出入りのある車両出入り口部の構造については別途協議すること。（標準施工図2参照）

9 歩道橋

当該開発に伴い開発区域内外の道路で、学童または一般歩行者の安全を確保する必要のあるものについては、鋼構造またはこれに準ずる構造の歩道橋を設置するものとする。この場合、沿道の状況等を考慮しその取付部は可能な限り階段式、スロープ式の併用とすること。

10 植樹帯及び植樹ます

- (1) 植樹帯及び植樹ますを設置する歩道は、茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例第12条に規定する幅員を有すること。
- (2) 樹種、設置位置、管理等その他必要な事項は別途協議とする。

11 街路灯及び防犯灯

- (1) 街路灯及び防犯灯の設置間隔は別表のとおりとする。ただし、家屋の窓が接近している場所や田畑が接近する場所等では低い容量にすることもあり、また地形、道路形態等によりこれより短い間隔とすることができる。
- (2) 街路灯及び防犯灯においては、原則としてLED照明灯とする。
- (3) 街路灯及び防犯灯の移管については、別に定める「街路灯移管事務取扱要綱」に基づき維持管理及びその費用負担を行うこと。

別 表

道 路 幅 員	灯 種	設 置 間 隔
4m未満	LED灯（蛍光灯20Wクラス）	35m
4m以上、6m未満	LED灯（蛍光灯40Wクラス） LED灯（水銀灯40Wクラス）	35m
6m以上、8m未満	LED灯（水銀灯100Wクラス）	30m
8m以上、10m未満	LED灯（水銀灯200Wクラス）	30m
10m以上	LED灯（水銀灯250Wクラス以上）	35m

12 道路橋

道路橋の構造は鋼構造、コンクリート構造またはこれらに準ずる構造とし、自動車荷重は原則25 tとして設計すること。ただし、水路等を暗渠化する場合の自動車荷重は（道路幅員5.5m以上の車道部となる部分を除き）原則14 tとする。

- 13 電線共同溝等
開発許可道路等の無電柱化について検討すること。
- 14 道路境界点埋設
 - (1) 道路境界点については、本市境界プレート埋設すること。埋設については、土地家屋調査士又は測量士（補）等の有資格者が行い、その測量データ（基準点及び境界点の座標値等）については埋設後、測量し、電子データにて提出すること。なお、基準点については、原則として本市道路基準点を使用すること。
 - (2) 市管理地に民境界等のプレートを設置しないこと。
- 15 仕様書に関する事項
道路に関する工事の仕様については、大阪府都市整備部並びに本市の「土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。
- 16 管理協定の締結
一定規模以上の開発行為等により整備された道路及びその付属工作物については、本市の指示する期間は開発者が維持・管理するものとし、その維持・管理及び費用負担について市長と管理協定を締結すること。

(交通安全施設の設置基準)

第4 開発者は、開発区域の規模等に応じて歩道、防護柵、道路反射鏡、指導標識、区画線、交通信号機、交通規制標識、バスベイ、バスストップ等の交通安全施設を設置しなければならない。この場合において、当該交通安全施設の設置基準については、以下に定めるものとする。

- 1 歩道
開発区域内の新設道路及び開発区域に隣接する既存道路において歩道が必要と認められる箇所については、縁石、白線、その他の工法により歩道を整備するものとする。
- 2 防護柵
 - (1) 道路が崖地、擁壁、石積、水路等に接している場合で、人または車両の路外逸脱防止を図る必要があると認められる区画については防護柵を設置するものとする。
 - (2) 防護柵の基礎構造は、原則として擁壁等の構造物に埋め込み式とする。
 - (3) 防護柵の種類は、安全柵、ガードレール、ガードパイプ、ガードロープ、ガードフェンス等とする。
- 3 道路反射鏡・指導標識・区画線等
 - (1) やむを得ず曲線となる道路、鋭角となる道路で視距が妨げられる場合には、道路の状況に応じて道路反射鏡、標識、区画線（路面標示を含む。）等を設けるものとする。
 - (2) 反射鏡の鏡面材質は、ステンレス製によるものとし、曇り防止機能付きのものとする。
 - (3) 区画線の設置は、道路幅員6.3m以上の道路については原則としてセンターラインを、また必要に応じて車道外側線または歩行者用路側帯等を表示するほか、文字・記号・ストップマーク等による路面標示を行うこと。
- 4 交通信号機・横断歩道・規制標識等
これらは、いずれも公安委員会所管の安全施設であるから、各々の設置が必要と判断される場合には事前に茨木警察署交通課と協議し、これらの施設の設置に伴う条件整備を行うこと。

5 バスベイ・バスストップ

- (1) バス輸送経路の新設に伴い設けられるバスストップは、必要に応じて歩道切り下げ、または法切り等の工法により、バスベイ（バス停車帯）の設置を行うこと。
- (2) バスストップには、必要に応じて雨よけのルーフを設置すること。使用材料・規模、管理者等については別途協議するものとする。

(その他)

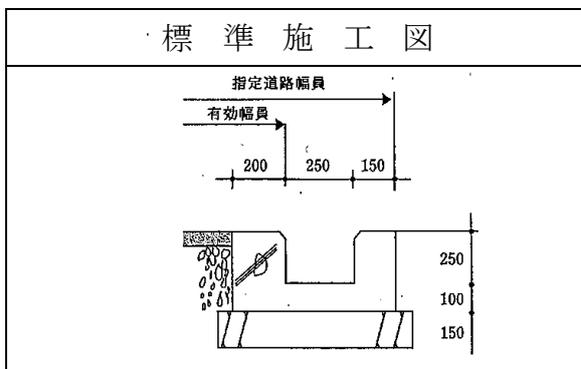
第5 開発者は、この基準に定めのない事項や疑義がある場合は、予め建設管理課と協議を行い、その指導に基づき対応を行わなければならない。

- 2 工事関係車両の通行及び工事に伴うアスファルト舗装の損傷、地下埋設物引き込みによる舗装本復旧範囲等については、原則、工事完了前に立会いを行い決定し、所定の手続きを経て復旧するものとする。なお、舗装復旧範囲については、原則全幅復旧するものとし、交差点内に打継ぎを設けないものとする。

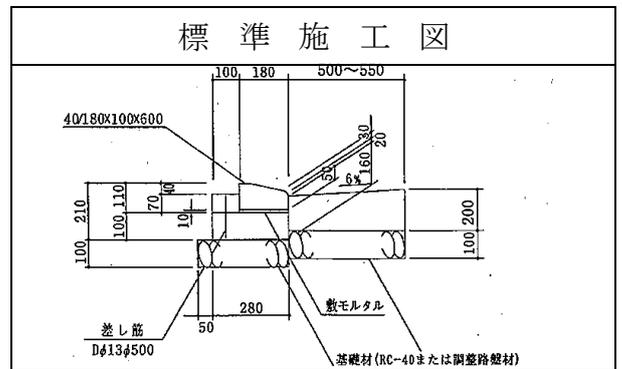
附 則

この基準は、令和7年1月1日から実施する。

【標準施工図1】



U型側溝



L型側溝

【標準施工図2】

